解散公告（第二回）

当労組は、平成二十二年八月二十六日行われた組合員全員投票の結果にもとづき、同年十月三十日付けをもって解散し帝人製機労働組合と統合いたしました。当労組に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

兵庫県神戸市西区高塚台七丁目三番三号

ナブコ労働組合

清算人　太田　清志

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

神戸市中央区坂口通二丁目一番一号

特定非営利活動法人兵庫県介護支援専門員協会

清算人　森上　淑美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月八日開催の平成二十二年度臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

愛媛県松山市南堀端町五番地八・四階

社団法人愛媛高齢・障害者雇用支援協会

清算人　鈴木　精視

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

長崎県佐世保市八幡町一番一〇号

財団法人佐世保市育英会

代表清算人　朝長　則男

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき、平成二十三年二月二十五日付けで熊本県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

熊本県熊本市元三町二丁目六番三号

清算法人天明新川土地改良区

清算人代表　志柿　茂喜

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十五日開催の第一一六回理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

大分市大字下判田一六〇〇番地

財団法人大分県公営企業協会

代表清算人　小野　嘉久

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月八日江別市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

江別市ゆめみ野南町二七番地の三

江別市上江別南土地区画整理組合

代表清算人　星　清二

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月十一日盛岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

盛岡市菜園一丁目七番二二号

盛岡市洞清水土地区画整理組合

代表清算人　須永　宏

解散公告（第三回）

当法人は、定款の規定により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

茨城県つくば市千現二丁目一番六

財団法人林業科学技術振興所

代表清算人　金谷　紀行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

群馬県前橋市大手町二丁目六番一七号

社団法人群馬県雇用開発協会

代表清算人　児玉　三郎

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

千葉市中央区富士見二丁目五番一五号塚本千葉第三ビル九階

社団法人千葉県雇用開発協会

清算人　江澤　正敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

東京都新宿区弁天町一番地三河屋ビル一階

医療法人社団芙蓉野会

清算人　水島和一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日寄附行為の規定により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

東京都中央区新川二丁目一五番七号

財団法人労働法令協会

清算人　氣賀澤克己

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

東京都港区三田二丁目一一番一五号

財団法人福澤記念育林会

清算人　川上　利明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

石川県金沢市鞍月五丁目一八一

社団法人石川県雇用支援協会

清算人　菱沼　捷二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十三日開催の臨時総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

岐阜市橋本町二丁目二〇番地

社団法人岐阜県雇用支援協会

代表清算人　古池　昭治